

資料編

- 1 財政計画
- 2 成果指標と目標値一覧
- 3 策定体制
- 4 策定経過
- 5 住民意見の反映
- 6 玉村町総合計画審議会
- 7 玉村町総合計画策定委員会
- 8 玉村町自治基本条例
- 9 用語解説

1 財政計画

■ 目的

- 第5次玉村町総合計画の着実な実現を図るとともに、将来に向けて持続可能な自律のまちづくりを進めるための財源の見通しを示すこと。
- 効率的かつ安定的な行政サービスを提供し、財政の健全化を推進するための指針とするとともに、前期基本計画の計画期間中における予算編成の基礎資料とすること。

■ 推計期間

平成23年度から平成27年度まで（5年間）

■ 基本的な推計方法

【全般】

現時点における社会経済情勢を考慮した税収見込みのほか、国等の制度改革が明らかなものについては、その変動を見込んで推計し、それ以外は現行の制度が維持されるものとして推計しています。

※国の制度改革や社会経済情勢の変動によって、後年度の歳入歳出見込みに不確定要素が多くなることが予想されます。

【歳入】

1 町税

現行の制度をもとに、過去の実績と今後の人口推計、経済成長による伸びを若干見込んで推計しています。

2 地方交付税

町税等の動向や過去の実績等を勘案し、現行制度を基本に推計しています。

3 国庫支出金・県支出金

現行制度を基本に、過去の実績、将来の事業等を踏まえて推計しています。

4 町債

将来の主要事業の財源として町債発行額を推計し、さらに臨時財政対策債を見込んで推計しています。

【歳出】

1 人件費

玉村町経営改革実施計画の定員適正化計画に基づく職員数をもとに推計しています。

2 扶助費

少子高齢化・核家族化の進行に伴い、子育て支援や高齢者対策などの費用が増加しているため、平成21年度をもとに将来人口を踏まえて推計しています。

3 物件費

行財政改革による業務の効率化を図り、将来人口も踏まえて、計画期間を通じて継続的な削減を見込んで推計しています。

4 投資的経費

普通建設事業費などの投資的経費は、各施策における主要事業の所要額を見込んで推計しています。通常の事業については、過去の実績等を参考に推計しています。

5 公債費

過去の町債発行額と、将来の主要事業の財源としての町債発行額をもとに推計しています。

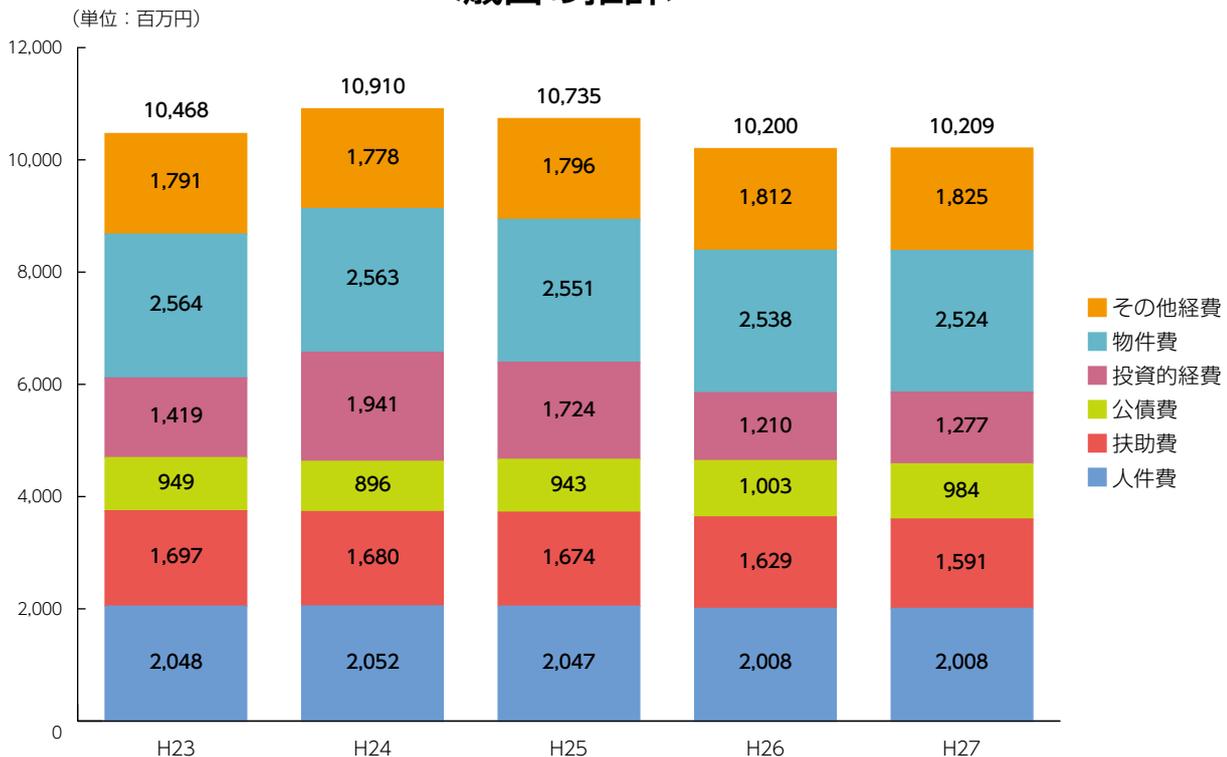
※一般会計をベースとして推計しています。

※平成23年度は当初予算額となっています。

<歳入の推計>



<歳出の推計>



2 成果指標と目標値一覧

第1章 健康・福祉分野 [子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち]

1-1 地域福祉の充実

P38

成果指標	現状	目標 (H27年)
民生委員・児童委員数	54人	57人
地域福祉が充実していると思う住民の割合 (注)	28.2%	35%
福祉ボランティア登録者数	546人	655人

(注) 総合計画住民意識調査より

1-2 子育て支援体制の充実

P40

成果指標	現状	目標 (H27年)
延長保育実施箇所数	3箇所	5箇所
赤ちゃんの駅設置箇所	2箇所	10箇所

1-3 高齢者福祉の充実

P42

成果指標	現状	目標 (H27年)
高齢者筋力向上トレーニングの実施箇所数	26カ所	全行政区(34カ所)
介護者の集いの開催数	年6回	年12回
老人福祉センター利用者数	41,784人	48,000人

1-4 障がい者福祉の推進

P44

成果指標	現状	目標 (H27年)
障がいに関する相談件数	782件	800件
グループホーム・ケアホーム数	1施設	2施設
障がい者就労支援センター登録者数	27人	40人

1-5 社会保障の充実

P46

成果指標	現状	目標 (H27年)
国民健康保険税収納率 (現年度)	88.4%	90.0%
生活保護からの自立件数	12件	15件
介護保険事業が充実していると思う住民の割合 (注)	13.6%	20%

(注) 総合計画住民意識調査より

1-6 保健予防・健康づくりの推進

P48

成果指標	現状	目標 (H27年)
特定健診受診率	35.9%	65.0%
予防接種率	77.7%	100%
1人当たりの国保医療費の年間伸び率	10%	5%

1-7 地域医療体制の充実

P50

成果指標	現 状	目標 (H27年)
地域医療体制が充実していると思う住民の割合 (注1)	19.3%	25.0%
町内の精神科専門医療機関数	0箇所	1箇所
病院までの所要時間が30分未満の割合 (注2)	50.4%	60.0%
感染症発生に備えた訓練実施回数 (年間)	—	1回

(注1) 総合計画住民意識調査より

(注2) 消防概要 (平成21年版) より (救急車による病院までの所要時間が30分未満の割合)

第2章 教育・文化分野 [心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にすまち]

2-1 幼児教育の充実

P54

成果指標	現 状	目標 (H27年)
子どもたちが健やかに成長する幼児教育の達成度 (注)	91.2%	95.0%
「保護者等との連携 (幼稚園)」の達成度 (注)	92.9%	95.0%

(注) 群馬県「学校評価システム」に基づく当該項目の評価結果が「十分に達成できた(A)」である割合

2-2 学校教育の充実

P56

成果指標	現 状	目標 (H27年)
「学校が楽しい」と感じている児童生徒の割合 (注1)	77.8%	90.0%
「保護者等との連携 (小・中学校)」の達成度 (注2)	60.9%	80.0%
「安全の確保、施設設備の整備」の達成度 (注2)	88.0%	95.0%

(注1) 「玉村町総合学力調査」に基づく意識調査の当該評価項目における肯定的な回答の割合

(注2) 群馬県「学校評価システム」に基づく当該項目の評価結果が「十分に達成できた(A)」である割合

2-3 生涯学習の推進

P58

成果指標	現 状	目標 (H27年)
住民1人当たり年間図書貸出冊点数	11.04冊	12.00冊
住民による生涯学習講師数	60人	70人
生涯学習推進員等による年間地域コミュニティ活動数	112件	140件

2-4 青少年の健全育成

P60

成果指標	現 状	目標 (H27年)
街頭補導パトロール実施回数 (年間)	42回	50回
青少年体験活動の参加者数	278人	300人

2-5 文化財・地域資源の保護・活用

P62

成果指標	現 状	目標 (H27年)
登録有形文化財の登録件数	1件	4件
発掘調査した遺跡の報告書数	第87集	第95集
小学校への出前講座開催数 (郷土芸能)	年0回	年5回
歴史資料館年間入館者数	4,000人台	5,000人台

2-6 芸術・文化活動の推進

P64

成果指標	現状	目標 (H27年)
文化センター大ホール年間利用者数	31,904人	33,000人
芸術・文化活動が充実していると思う住民の割合 (注)	35.3%	40%

(注) 総合計画住民意識調査より

2-7 スポーツ・レクリエーション活動の推進

P66

成果指標	現状	目標 (H27年)
スポーツ・レクリエーション活動(各種教室)の年間開催数	37回	45回
運動施設の年間利用者数	277,338人	300,000人
地域クラブ数	49団体1,050人	55団体1,200人

第3章 自然・環境・安全分野 [豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち]

3-1 河川・水辺環境の保全

P70

成果指標	現状	目標 (H27年)
サイクリングロード休日1日当たり利用者数	670人	800人
河川クリーン作戦参加者数 (年間)	866人	1,000人

3-2 公園・緑地の充実

P72

成果指標	現状	目標 (H27年)
住民1人当たりの公園面積 (町立公園)	8.9㎡	9.5㎡
安心して歩行できる細街路歩道延長	11,582m	13,000m
緑化愛護団体登録数	8団体	16団体
地域住民との協働管理公園箇所数	15箇所	32箇所

3-3 環境保全・環境共生の推進

P74

成果指標	現状	目標 (H27年)
環境モデル団体数	1団体	5団体
新エネルギー設置年間件数 (太陽光発電)	48件	72件

3-4 生活環境対策の充実

P76

成果指標	現状	目標 (H27年)
公害苦情件数	42件	31件
不法投棄発生件数	21件	15件
野犬の捕獲件数	37件	27件

3-5 廃棄物処理・活用体制の充実

P78

成果指標	現状	目標 (H27年)
家庭ごみ 住民1人1日当たりのごみ排出量 (一般可燃ごみ、不燃物、資源物、粗大ごみ)	756g	718g
資源物年間資源化量 (集団回収含む)	1,740t	1,984t
クリーンセンターの延命年数	—	15年延長

3-6 防災対策の充実 P80

成果指標	現状	目標 (H27年)
避難所の耐震化率	85.1%	93%
自主防災組織の組織率	56.1%	85%
民間企業との災害時応援協定数	1社	5社

3-7 消防体制の充実 P82

成果指標	現状	目標 (H27年)
年間火災発生件数	11件	9件
消防団員数	155人	155人

3-8 防犯体制の充実 P84

成果指標	現状	目標 (H27年)
防犯活動ボランティア団体数	3団体	5団体
刑法犯認知件数	450件	400件

3-9 交通安全対策の充実 P86

成果指標	現状	目標 (H27年)
交通事故死亡者数 (年間)	1人	0人
交通事故発生件数 (年間)	320件	270件

第4章 産業経済分野 [地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち]

4-1 時代をリードする農業の振興 P90

成果指標	現状	目標 (H27年)
水稻・麦類の10a当たり年間収穫量	水 稲501kg 小 麦446kg	水 稲510kg 小 麦500kg
担い手への農地集積率	43%	65%
農業体験参加者数 (学校、消費者)	児 童200人 消費者 0人	児 童600人 消費者200人

4-2 活力ある工業の振興 P92

成果指標	現状	目標 (H27年)
新規工業団地等への新規進出企業数	—	15社
町内事業所の工業団地への移転件数	—	5社
町内事業所数 (事業所統計)	1,391事業所	1,406事業所

4-3 魅力あふれる商業の振興 P94

成果指標	現状	目標 (H27年)
小売業事業所数 (注1)	209事業所	210事業所
買回り品の町内吸引率 (注2)	14%	20%

(注1) 平成19年商業統計調査より

(注2) 平成20年玉村町消費者動向調査より

4-4 働きやすい就業環境の創出

P96

成果指標	現状	目標 (H27年)
町内就業者数 (15歳以上) (注1)	7,518人	7,600人
働きやすい就業環境が整っていると思う住民の割合 (注2)	11%	20%

(注1) 平成17年国勢調査より
(注2) 総合計画住民意識調査より

4-5 安全・安心な消費生活の確立

P98

成果指標	現状	目標 (H27年)
消費者育成講座 (年間開催数)	—	48回
消費者トラブル相談件数 (年間) (注)	258件	200件

(注) 現状は、群馬県消費生活センター及び隣接市の消費生活センターに寄せられた本町の住民からの相談件数

4-6 観光による地域振興

P100

成果指標	現状	目標 (H27年)
観光協会等の組織化	—	組織化済み
観光入込客数 (注)	275,800人	300,000人
観光消費額 (注)	1,243,689千円	1,288,000千円

(注) 平成21年度観光客数・消費額調査より

第5章 都市基盤分野【コンパクトで利便性と快適性が高いまち】

5-1 快適な生活を支える総合的な土地利用の推進

P104

成果指標	現状	目標 (H27年)
都市計画マスタープランの改定	—	平成23年度改定
計画的な土地利用がなされていると思う住民の割合 (注)	17.2%	25%
総人口に占める市街化区域人口の割合	25.3%	29%

(注) 総合計画住民意識調査より

5-2 魅力ある市街地の形成

P106

成果指標	現状	目標 (H27年)
都市計画道路「齊田上之手線外1線」の進捗率	55.9%	100%
市街化調整区域の農地面積	1,026ha	1,000ha
景観意識の向上イベントの開催数	—	1回/年
町営住宅の下水道接続率	73%	87%

5-3 機能的な道路網の形成

P108

成果指標	現状	目標 (H27年)
東毛広域幹線道路 (玉村町区間) の供用延長	2.03km	5.60km
改良済道路延長	254,421m	258,800m
歩道設置済み道路延長	25,189m	27,200m

5-4 公共交通の整備

P110

成果指標	現状	目標 (H27年)
乗合タクシー年間利用者数	23,513人	28,000人
周辺都市への平日バス便数	44便	50便

5-5 水の適正利用と上水道の整備

P112

成果指標	現状	目標 (H27年)
耐震性能を有する配水管敷設率 (φ75以上)	34.9%	38.5%
石綿管延長 (率)	14.1km (5.41%)	10.0km (3.84%)
水道事業会計の企業債現在高	19億1,500万円	16億円

5-6 下水道の整備

P114

成果指標	現状	目標 (H27年)
公共下水道整備率 (面積)	55.8%	75.7%
道路冠水箇所数 (注)	17箇所	8箇所

(注) 平成10年 (台風5号) 及び平成14年 (台風6号) の降雨により冠水した道路の箇所数
(雨水流出量…1時間最大雨量61.6mm)

第6章 協働・行財政分野【地域力を発揮する、住民役のまち】

6-1 住民自治のまちづくりの推進

P118

成果指標	現状	目標 (H27年)
住民座談会への参加者数	219人	300人
住民活動サポートセンター利用登録団体数	—	50団体
出前講座の開催数	2回/年	10回/年
広報の充実度を示す点数 (注)	3.89点	4.5点

(注) 平成19年2月に実施した町民満足度調査結果より (6点を満点とした基準による平均点)

6-2 コミュニティの育成

P120

成果指標	現状	目標 (H27年)
コミュニティ助成制度を利用した地区公民館の備品等の整備箇所数	1箇所/年	1箇所/年
コミュニティ活動支援団体数	—	5団体/年

(注) 「コミュニティ」とは、共通の価値観や意識などによって結びついている集団や社会をいう。一定の地域内で住民相互の交流が行われている地域社会のことを地域コミュニティといい、本町の区も地域コミュニティです。

(注) 「地区公民館」とは、各地区の公民館、集会所、住民センター、研修所等のこと。(社会教育法の規定に基づき町が設置している公民館のことではない)

6-3 地域間連携・交流の推進

P122

成果指標	現状	目標 (H27年)
東毛広域幹線道路沿線地域の連携	—	連携事業の立ち上げ
他市町村との交流事業数	8事業	11事業

6-4 国際交流の推進 P124

成果指標	現 状	目標 (H27年)
外国語による印刷物作成数	2種類	4種類
国際交流協会会員数	35人	100人

6-5 人権の尊重 P126

成果指標	現 状	目標 (H27年)
講演会の参加者数	150人	250人

6-6 男女共同参画社会の実現 P128

成果指標	現 状	目標 (H27年)
審議会等の女性委員比率	18.1%	30%
男女の固定的な役割分担意識が改善されていると思う住民の割合 (注)	16.6%	30%

(注) 総合計画住民意識調査より

6-7 行政改革の推進 P130

成果指標	現 状	目標 (H27年)
効率的な行政運営がなされていると思う住民の割合 (注1)	16.9%	25%
職員数 (注2)	248人	237人
ホームページのアクセス件数 (年間)	102,408件	120,000件

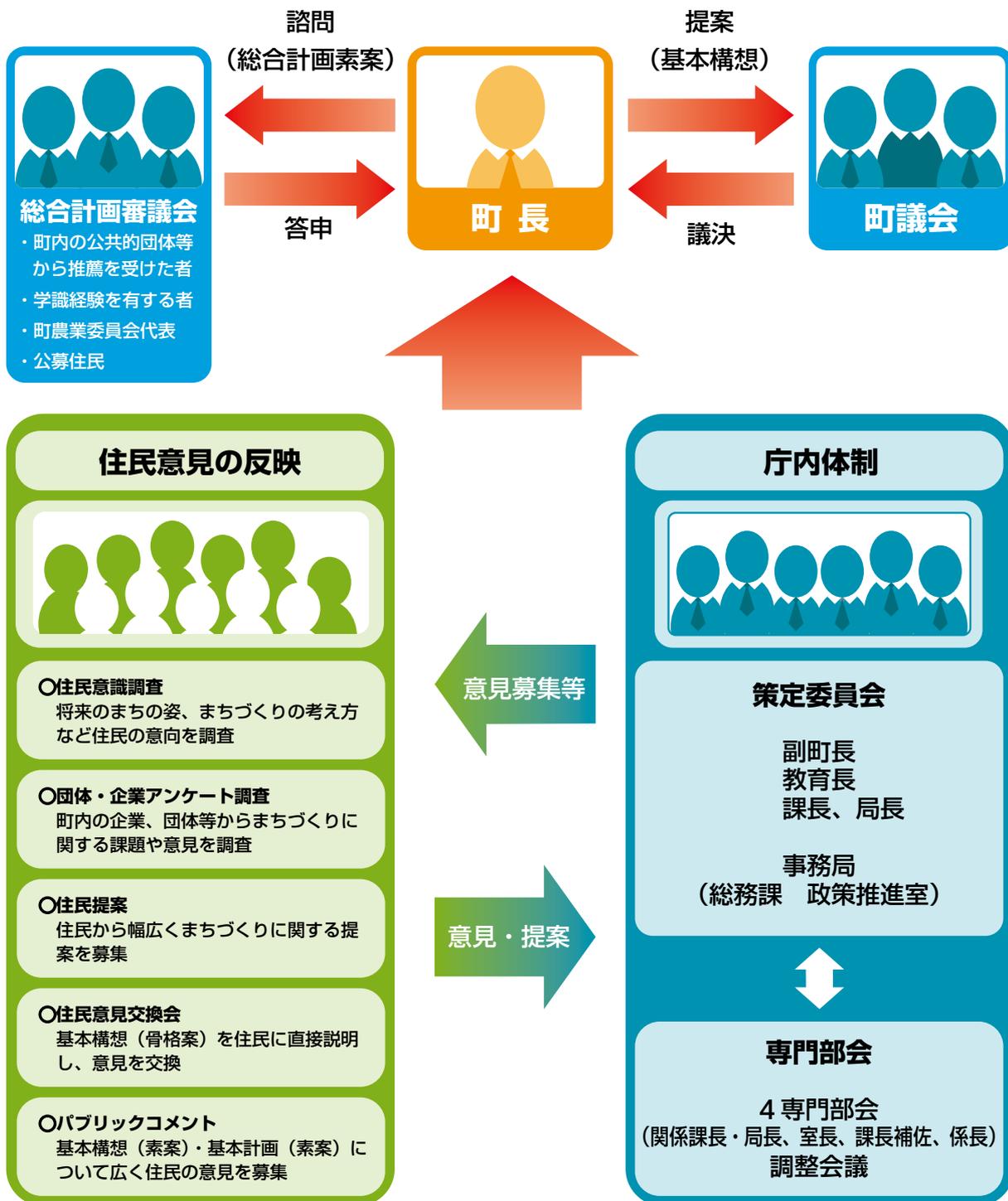
(注1) 総合計画住民意識調査より

(注2) 定員適正化計画より

6-8 健全な財政運営 P132

成果指標	現 状	目標 (H27年)
経常収支比率	93.9%	92.0%
町税収納率 (現年度)	97.9%	98.1%

3 策定体制



4 策定経過

年 月	主要会議等
平成21年 8月	◇第1回策定委員会（8月25日）
9月	—
10月	◇第2回策定委員会（10月1日） ・策定方針の決定（10月8日） ・住民意識調査（10月26日～11月9日）
11月	・団体・企業アンケート調査（11月12日～11月25日） ・住民提案の募集（11月16日～1月31日）
12月	◇第3回策定委員会（12月25日）
平成22年 1月	◇第4回策定委員会（1月29日）
2月	◇第5回策定委員会（2月10日）
3月	◇第6回策定委員会（3月15日）
4月	◇第7回策定委員会（4月13日） ・住民意見交換会（4月19日～4月30日）
5月	◇第8回策定委員会（5月10日） ◆第1回総合計画審議会（5月31日）
6月	・基本構想（素案）に対するパブリックコメント意見募集（6月8日～7月7日） ◆第2回総合計画審議会（6月22日） ◇第9回策定委員会（6月30日）
7月	◆第3回総合計画審議会（7月15日） 基本構想素案諮問 ・基本計画（素案）に対するパブリックコメント意見募集（7月27日～8月20日） ◆第4回総合計画審議会（7月29日）
8月	◆第5回総合計画審議会（8月17日） ◆第6回総合計画審議会（8月31日）
9月	◇第10回策定委員会（9月17日） ◆第7回総合計画審議会（9月28日） 基本計画素案諮問
10月	◆第8回総合計画審議会（10月12日） ◆第9回総合計画審議会（10月19日） ◇第11回策定委員会（10月27日）
11月	◆第10回総合計画審議会（11月2日） ・総合計画審議会答申（11月22日）
12月	・町議会12月定例会で基本構想議決（12月2日） ・町議会全員協議会で基本計画報告（12月15日）

5 住民意見の反映

(1) 住民意識調査

総合計画の策定に際して、住民の意向を幅広く把握し、住民の視点に立った基本構想・基本計画を策定するため、住民意識調査を実施した。

項目	内容
調査対象者	20歳以上の住民
調査票数	2,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査期間	平成21年10月26日～11月9日（投函締切り）
回収率	34.5%（862票回収）

(2) 団体・企業アンケート調査

町内の団体、企業等からまちづくりに関する課題や意見を把握し、基本構想・基本計画策定の参考資料とするため、団体アンケート調査を実施した。

項目	内容
調査対象	町内の団体、NPO法人、企業
調査票数	59団体（20団体、7NPO法人、32企業）
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査期間	平成21年11月12日～11月25日（投函締切り）
回収率	45.8%（27票回収）

(3) 住民提案の募集

住民から幅広くまちづくりに関するご意見を集め、総合計画の策定に活かすため、電子メールや庁舎内の提案専用コーナーなどで、提案の募集を実施した。

項目	内容
募集対象	全住民
募集期間	平成21年11月16日～平成22年1月31日
提出方法	郵送、メール、FAX、役場へ持参
提案者数	3人
提案件数	3件

(4) 住民意見交換会

基本構想の骨格ができた段階で、将来のまちづくりのあり方を直接住民に説明し、意見交換を行うため、町内8箇所で住民意見交換会を開催した。

項目	内容
参加対象者	全住民
開催期間	平成22年4月19日～4月30日
開催場所	8箇所（役場庁舎大会議室、上陽公民館、板井東部公民館、文化センター小ホール、箱石農業者研修所、上之手公民館、角淵公民館、芝根公民館）
参加者数	延219人

(5) 基本構想（素案）に対するパブリックコメント意見募集

基本構想（素案）に対して、広く住民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施した。

項目	内容
募集対象	町内に在住、在勤、在学している人 町内に事務所、事業所を有する人 利害関係を有する人
募集期間	平成22年6月8日～7月7日
閲覧場所	町ホームページ、役場庁舎1階、文化センター1階
提出方法	郵送、メール、FAX、役場等へ持参
提出者数	2人
意見数	8件

(6) 基本計画（素案）に対するパブリックコメント意見募集

基本計画（素案）に対して、広く住民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施した。

項目	内容
募集対象	町内に在住、在勤、在学している人 町内に事務所、事業所を有する人 利害関係を有する人
募集期間	平成22年7月27日～8月20日
閲覧場所	町ホームページ、役場庁舎1階、文化センター1階
提出方法	郵送、メール、FAX、役場等へ持参
提出者数	6人
意見数	25件

6 玉村町総合計画審議会

(1) 玉村町総合計画審議会条例 (昭和46年3月19日、条例第8号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、玉村町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、玉村町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかわる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年3月1日から適用する。

附 則(昭和60年12月18日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月24日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月22日条例第4号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月16日条例第43号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

(敬称略、委員は五十音順)

役職	氏名	所属団体名	団体役職
会長	熊倉 浩靖	群馬県立女子大学 群馬学センター	副センター長 教授
副会長	滝口 健一	公募委員	
委員	新井 俊光	玉村町保健衛生組合	会計
//	五十嵐 三枝子	玉村町文化協会	副会長
//	井田 克敬	玉村町区長会	会長
//	金子 文雄	玉村町体育協会	会長
//	齋藤 三千男	佐波伊勢崎農業協同組合	理事
//	佐竹 友義	公募委員	
//	佐藤 則子	玉村町保健推進員協議会	会計
//	佐藤 範博	公募委員	
//	田中 代志	公募委員	
//	束田 理敏	玉村町民生委員児童委員協議会	部会長
//	勅使川原 功	玉村町農業委員会	会長
//	徳江 光俊	玉村町安全・安心まちづくり推進協議会	代表
//	中沢 経吉	玉村町長寿会連合会	副会長
//	原 丈一	玉村町商工会	会長
//	原田 美知代	玉村町青少年育成推進員連絡協議会	会計
//	松本 俊子	玉村町ボランティア連絡協議会	会長
//	間瀬 誠	玉村町社会福祉協議会	会長
//	山下 厚子	玉村町PTA連絡協議会	常務理事

(3) 審議会の開催概要

	開催日・開催場所	審議内容等
第1回審議会	平成22年5月31日(月) 役場庁舎3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ●委員の委嘱、会長・副会長の選出 ●策定体制・方針・スケジュール等の説明 ●住民意見交換会における意見等の説明 ●基本構想素案（パブリックコメント実施前）の説明等
第2回審議会	平成22年6月22日(火) 役場庁舎3階 大会議室 及び現地	<ul style="list-style-type: none"> ●現地視察 東毛広域幹線道路 (今後のまちづくりにおいて重要になるとと思われる場所)
第3回審議会	平成22年7月15日(木) 役場庁舎3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ●講演「群馬県の中に見る玉村町」 (講師：中部県民局長 秋山勝己氏) ●基本構想素案の諮問・説明
第4回審議会	平成22年7月29日(木) 役場庁舎3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想素案の審議Ⅰ（第1部）
第5回審議会	平成22年8月17日(火) 県立女子大学新館1階 第3講義室	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想素案の審議Ⅱ（第2部）
第6回審議会	平成22年8月31日(火) 役場庁舎3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想素案の審議Ⅲ（第1部、第2部）
第7回審議会	平成22年9月28日(火) ふるハートホール	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想素案の審議Ⅳ（修正案の確認） ●基本計画素案の諮問・説明
第8回審議会	平成22年10月12日(火) ふるハートホール	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画素案の審議Ⅰ <ul style="list-style-type: none"> ○都市基盤分野 ○産業経済分野 ○自然・環境・安全分野
第9回審議会	平成22年10月19日(火) ふるハートホール	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画素案の審議Ⅱ <ul style="list-style-type: none"> ○健康・福祉分野 ○教育・文化分野 ○協働・行財政分野
第10回審議会	平成22年11月2日(火) 役場庁舎3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想素案の確認（最終案） ●基本計画素案の確認（修正案） ●基本構想素案及び基本計画素案に対する答申案の協議
答 申	平成22年11月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想素案及び基本計画素案について町長へ答申

(4) 諮問書（基本構想）

玉発第 414号
平成22年7月15日

玉村町総合計画審議会
会長 熊倉 浩靖 様

玉村町長 貫 井 孝 道

第5次玉村町総合計画（基本構想素案）について（諮問）

標記の件につきまして、玉村町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第5次玉村町総合計画（基本構想素案）について、貴審議会に意見を求めます。

(5) 諮問書（基本計画）

玉発第 482号
平成22年9月28日

玉村町総合計画審議会
会長 熊倉 浩靖 様

玉村町長 貫 井 孝 道

第5次玉村町総合計画（基本計画素案）について（諮問）

標記の件につきまして、玉村町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第5次玉村町総合計画（基本計画素案）について、貴審議会に意見を求めます。

(6) 答申書（基本構想、基本計画）

平成22年11月22日

玉村町長 貫井 孝道 様

玉村町総合計画審議会
会 長 熊倉 浩 靖

第5次玉村町総合計画素案について（答申）

平成22年7月15日付け玉発第414号をもって諮問のあった第5次玉村町総合計画基本構想素案及び平成22年9月28日付け玉発第482号をもって諮問のあった第5次玉村町総合計画基本計画素案について、本審議会において慎重に審議し、審議過程で出された意見等を踏まえた修正素案（別添のとおり）について最終確認をしましたので、これをもって答申いたします。

7

玉村町総合計画策定委員会

(1) 玉村町総合計画策定委員会規則 (平成3年10月3日、規則第9号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定による総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画の策定並びにその実施を推進するため、玉村町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(計画策定事務等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる計画を策定するための調査、研究、企画立案等の事務に当たる。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) 実施計画

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は副町長、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、課(局・所)長及びその他町長が任命したものとす。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、その他の職員を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会の所掌事務を円滑に処理するために、委員会に以下の専門部会を置く。

- (1) 住民・健康福祉専門部会
- (2) 教育・文化専門部会
- (3) 生活環境・都市基盤・経済産業専門部会
- (4) 協働・行財政専門部会

- 2 専門部会は、別表に掲げる者をもって組織する。
- 3 専門部会に、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要と認めるときは、その他の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日規則第3号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日規則第11号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日規則第5号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第6条関係)

専門部会名	委 員
住民・健康福祉専門部会	住民課長 健康福祉課長 子ども育成課長 及び所属の関係室長、課長補佐、係長
教育・文化専門部会	学校教育課長 生涯学習課長 健康福祉課長 総務課長 及び所属の関係室長、課長補佐、係長
生活環境・都市基盤・経済産業専門部会	生活環境安全課長 都市建設課長 上下水道課長 経済産業課長 及び所属の関係室長、課長補佐、係長
協働・行財政専門部会	総務課長 税務課長 会計課長 議会事務局長 及び所属の関係室長、課長補佐、係長

(2) 策定委員名簿

■平成21年度

役 職	職 名	氏 名	備 考
委員 長	副町長	横堀 憲司	
副委員長	教育長	熊谷 誠司 新井 道憲	H21.12.23まで H21.12.24から
委 員	総務課長	小林 秀行	
//	税務課長	阿佐美 恒治	
//	健康福祉課長	松本 恭明	
//	子ども育成課長	新井 敬茂	
//	住民課長	佐藤 千尋	
//	生活環境安全課長	重田 正典	
//	経済産業課長	高井 弘仁	
//	都市建設課長	横堀 徳壽	
//	上下水道課長	太田 巧	
//	会計課長	新井 淳一	
//	議会事務局長	大島 俊秀	
//	学校教育課長	川端 洋一	
//	生涯学習課長	加藤 喜代孝	

■平成22年度

役 職	職 名	氏 名	備 考
委員 長	副町長	横堀 憲司	
副委員長	教育長	新井 道憲	
委 員	総務課長	重田 正典	
//	税務課長	新井 淳一	
//	健康福祉課長	松本 恭明	
//	子ども育成課長	筑井 俊光	
//	住民課長	井野 成美	
//	生活環境安全課長	高橋 雅之	
//	経済産業課長	高井 弘仁	
//	都市建設課長	横堀 徳壽	
//	上下水道課長	原 幸弘	
//	会計課長	小林 訓	
//	議会事務局長	佐藤 千尋	
//	学校教育課長	大島 俊秀	
//	生涯学習課長	川端 秀信	

8

玉村町自治基本条例 (平成18年9月20日、条例第27号)

前文

わたくしたちのまち玉村町は、遠く上毛三山を望み、利根川及び烏川の大川が流れ、広々とした田園風景と緑あふれる自然環境に恵まれています。また、この豊かな自然環境と、例幣使道を始めとする歴史、文化及び伝統が調和した町として、近年、急激な人口増加を伴い発展してきました。

21世紀が幕開けし、地方分権社会や成熟社会の到来とともに価値観や社会情勢が大きく変化し、財政を取り巻く情勢は極めて厳しい状況におかれています。このような状況に対応するために、今まで築き上げてきた社会資本を基に、町の自然や文化など地域資源をいかして、更に住みよいまちを創り、後世に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、わたくしたち住民一人ひとりが住民自治の精神を再認識し、自らの意思によってまちづくりに参画するとともに、住民、議会及び町がそれぞれの責任と役割を自覚して、ともに協力して助け合い、まちづくりを進める必要があります。

ここに、わたくしたち住民、議会及び町は、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念と目標を明らかにするとともに、住民の町政参画と協働のまちづくりに関する事項を定め、活力に満ちたゆとりと豊かさの実感できる住みよい玉村町を築いていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、わたくしたち住民が住民自治の担い手として、地域、議会及び町とともに、まちづくりを推進するために基本的な事項を定めることにより、誇りの持てる住みよいまちを築くことを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 町内に在住する個人、町内に在勤又は在学する個人、町内に事務所を置く法人その他の団体をいいます。
- (2) 町 議会を除く執行機関をいいます。
- (3) 協働 玉村町を構成する住民、議会及び町が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互に助け合い、協力することをいいます。
- (4) 参画 町が実施する施策、事業等の計画の立案、策定、実施、評価等に住民が参加することをいいます。
- (5) コミュニティ 互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的とし、自主的に結ばれた住民組織及び集団をいいます。

第2章 まちづくりの基本理念と基本目標

(まちづくりの基本理念)

第3条 住民は、一人ひとりが自ら考え、行動するなかで、だれもがまちづくりに積極的に参加し、住民が主体となったまちづくりを進めます。

2 まちづくりは、わたくしたち住民、議会及び町がそれぞれの果たすべき責任と役割を分担し、和を持って協働することを基本とします。

(まちづくりの基本目標)

第4条 わたくしたち住民、議会及び町は、まちづくりの基本理念に基づき、次に掲げるまちづくりの推進に努めます。

- (1) かけがえのない命や財産を守るため安全で安心して暮らせるまちづくり
- (2) みんなが、健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせるまちづくり
- (3) すべての子どもたちが、夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- (4) 緑あふれる豊かな自然環境と歴史及び文化を大切にするまちづくり

第3章 まちづくりの基本原則

(情報共有の原則)

第5条 住民、議会及び町は、まちづくりにあたり、互いの情報を共有することを基本に進めます。

(協働の原則)

第6条 わたくしたち住民、議会及び町は、協働してまちづくりの基本理念と基本目標の実現に努めます。

(まちづくりは人づくりの原則)

第7条 住民自らが、生涯を通してさまざまな学習を重ね、豊かな人間性をはぐくむことに努めます。

(人権尊重及び男女共同参画の原則)

第8条 わたくしたち住民は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、一人ひとりが基本的人権を尊重することを原則とします。

2 まちづくりは、男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則とします。

第4章 住民の権利、役割及び責務

(住民の権利)

第9条 わたくしたち住民は、町が保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有します。

- 2 わたくしたち住民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。
- 3 わたくしたち住民は、まちづくりに対して評価する権利を有します。

(住民の役割と責務)

第10条 わたくしたち住民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するとともに、住民相互の連携に努めます。

2 わたくしたち住民は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持ちます。

- 3 わたくしたち住民は、まちづくりを支える自主的かつ自立的なコミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めます。

第5章 議会の役割と責務

(議会の役割と責務)

第11条 議会は、住民の代表として選ばれた議員によって組織された玉村町の意味決定機関であり、住民の意思が町政に反映されることを念頭において活動します。

- 2 議会は、行政活動が民主的かつ効率的に行われているかを、住民の立場に立って調査し、又は監視し、町の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。
- 3 議会は、議会改革に努め、情報の公開を推進するとともに、住民への説明に努めます。

(議員の責務)

第12条 議員は、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。

第6章 町長及び執行機関の役割と責務

(町長の役割と責務)

第13条 町長は、まちづくりの基本理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に努めます。

- 2 町長は、まちづくりに関する活動の内容及びその意思決定の過程について、分かりやすく住民へ説明することに努めます。
- 3 町長は、まちづくりを推進するため人材育成に努めます。
- 4 町長は、住民との協働に必要な企画能力及び調整能力を備えた町職員の養成に努めます。

(執行機関の役割と責務)

第14条 町は、住民がまちづくりに参画する権利を保障するとともに、多様化し、及び高度化する行政要望に適切に対応できる総合的な町政運営に努めます。

- 2 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、連携するよう努めます。

(職員の責務)

第15条 職員は、全体の奉仕者であるとともに、住民の一員であることを自覚し、公正かつ効率的に職務を遂行します。

- 2 職員は、まちづくりの基本理念に基づき、職務を遂行します。
- 3 職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めます。

(組織機構)

第16条 町は、まちづくりや住民の多様な行政要望に柔軟かつ迅速に対応でき、住民に分かりやすい組織機構の編成に努めます。

(説明責任)

第17条 町は、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政上の意思決定について、説明責任を負いその内容及び過程を明らかにします。

第7章 情報

(情報共有の推進)

- 第18条 町は、まちづくりに関する情報は住民共有の財産という認識に立ち、情報公開に努めます。
- 2 町は、まちづくりに関する情報を分かりやすく公開するよう努めます。
 - 3 町は、文書等を作成するにあたり、分かりやすい表現となるよう努めます。
 - 4 町は、まちづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、まちづくりの内容が住民に理解されるよう努めます。
 - 5 町は、地区懇談会等の開催に努め、情報共有を推進します。

(個人情報の保護)

- 第19条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じます。

第8章 まちづくりの計画策定

(総合計画等の策定)

- 第20条 町は、計画的な町政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画（以下「総合計画」という。）をまちづくりの基本原則に基づき策定します。
- 2 前項の実施計画は、毎年度見直しを行い、その進行管理と住民への公開に努めます。
 - 3 町は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定します。

第9章 財政

(予算)

- 第21条 町長は、総合計画を基本として予算を編成します。
- 2 町長は、住民が予算に関する理解を深めることができるように、十分な情報を提供します。
 - 3 前項の情報の提供は、財政状況及び重点施策について分かりやすい方法で行います。
 - 4 町長は、まちづくりに関する重点事業の予定及び進行状況が明らかになるよう、執行計画を定めます。
 - 5 町長は、財政状況を的確に把握し、次世代への責務を念頭に長期的視点に立った総合的な財政分析を行い、最小の経費で最大の効果を上げるよう健全な財政運営に努めます。

(決算)

- 第22条 町長は、決算に係る町の主要な施策の成果を説明する書類その他の決算に関する書類を作成しようとするときは、住民や議会がそれらの施策の評価をするのに役立つものとなるように努めます。

(財産管理)

- 第23条 町長は、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めます。
- 2 前項の管理計画は、資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定その他前項の目的を達成するため、必要な事項が明らかとなるように定めます。
 - 3 財産の管理は、法令、条例及び財務規則の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めます。

(財政状況の公表)

第24条 町長は、財政状況の公表にあたっては、これに対する町長の見解を住民に示します。

第10章 評価

(評価の実施)

第25条 町は、まちづくりの目標に照らし、行政の取組の有効性及び効率性等について評価を実施します。

2 前項の評価にあたっては、外部評価も含め最もふさわしい方法を採用します。

(結果の公開)

第26条 町は、まちづくりの評価の結果について、分かりやすい形で住民に公開します。

第11章 連携

(近隣自治体との連携)

第27条 わたくしたち住民、議会及び町は、近隣自治体との相互理解のもと、連携してまちづくりを進めます。

第12章 条例の位置付け

(最高規範性)

第28条 町は、他の条例、規則その他規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重します。

第13章 条例の検討及び見直し

(条例の検討及び見直し)

第29条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が玉村町にふさわしいものであり続けているか検討します。

2 町は、前項の規定による検討結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直すこととします。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

9 用語解説

あ 行

【ICT（情報通信技術）】

Information and Communication Technologyの略語。情報技術、コンピューターやデータ通信に関連する技術のこと。

【青色防犯パトロール】

警察から認められた防犯団体が、パトロール用自動車に青色回転灯を装備し、自主防犯パトロールを行うこと。

【赤ちゃんの駅】

乳幼児を抱える保護者の外出支援に向けて、公共施設等に設置されたオムツ替え、授乳などができるスペースのこと。

【一次医療】

疾病や外傷等に対して、身近な診療所の医師等から最初に受ける医療のこと。

【ALT】

Assistant Language Teacherの略語。小・中学校において、日本人教師の外国語指導を手伝う助手のこと。

【NPO】

Non Profit Organizationの略語で、民間非営利団体と訳される。自発的に公益的な活動を行う民間団体のこと。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体がNPO法人。

【オゾン層】

オゾン濃度の高い大気層のことで、太陽からの有害な紫外線を吸収する役割を果たす。

【温室効果ガス】

太陽の熱を地球に封じ込め、温室効果をもたらす二酸化炭素、メタンなどのガスのこと。

か 行

【開発許可制度】

良好な都市形成に向けて、開発区域の規模や建築物の用途に応じて、道路、公園、排水、給水等の必要な施設の設置を義務付けた制度のこと。

【買回り品の町内吸引率】

電化製品、自動車、家具、ブランド品などの商品は、価格や品質の比較のため消費者がいくつかの店を買い回ることから「買回り品」と呼ばれる。吸引率とは町内で買物をする割合のこと。

【かかりつけ医】

初期診療や健康相談に応じてくれる身近な診療所の医師のこと。

【学校支援センター】

学校教育の充実に向けた様々なボランティア活動や協力などを、組織的に提供できるようにするための機能のこと。

【学社連携】

充実した教育の実現に向けて、学校教育と社会教育がそれぞれ持つ教育機能を活用して教育を行うこと。

【義務的経費】

町の歳出のうち、人件費・扶助費・公債費のこと。支出が義務付けられているため、削減が難しい経費のこと。

【キャリア教育】

将来を見据え、生徒の勤労観や職業観を育てる教育のこと。

【行政評価】

行政サービスの向上や効率化に向けて、サービスや事業の成果等を定期的に評価し、改善していく手法のこと。

【グループホーム】

介護を要しない障がい者が、生活支援サービスを受けつつ、共同生活を送る住宅のこと。

【ケアホーム】

介護を必要とする障がい者が共同生活を送る住宅のこと。

【景観行政団体】

平成16年に施行された景観法に基づき、景観計画を策定し、良好な景観形成に取り組む地方自治体のこと。

【経常収支比率】

町の財政構造の弾力性を示す指標で、分母は町税や普通交付税などの経常的収入、分子は人件費、扶助費、公債費などの経常的支出であり、比率が高いほど財政的余裕がないことを示す。

【刑法犯認知件数】

交通事故を除く刑法犯に関して、警察が犯罪の発生を認知した件数のこと。

【県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会】

本町及び前橋市、高崎市の3市町で組織され、北関東自動車道前橋南インターチェンジの接続道路を玉村、高崎（新町）まで延伸し、3市町相互間に新橋建設を促進するための研究会のこと。

【建築協定】

良好な街づくりに向けて、土地所有者が自主的に建築ルールを定め運営する制度のこと。

【高規格救急車】

救急救命士が搭乗し、高度な救急救命処置が行える器材や装置を備えた救急車のこと。

【公債費】

町の歳出のうち、借入金の元金や利息を支払うために必要な経費のこと。

【コーディネーター】

様々な情報、人材、組織等に詳しく、最適な組み合わせを調整、提案できるまとめ役のこと。

【コーホート変化率法】

将来人口の推計手法の一つ。生き残る割合と転入転出の割合を合わせた変化率を、同年に出生した集団ごとに計算し、それを将来に当てはめて将来の人口を求める手法。

【子ども安全協力の家】

子どもたちが身に危険を感じた時や助けが必要な時に、保護や世話をする家や店舗のこと。

さ 行

【財政力指数】

町の標準的な行政活動に必要な財源が、自力でどの程度調達できるかを表す指数のこと。数字が大きいかほど財政力が強いことを示す。

【産後ママヘルパー】

出産後、育児・家事などの支援のためにヘルパーを派遣する制度のこと。

【市街化区域】

計画的な市街化を図る区域のこと。道路や下水道などが整備され、住宅・商店・事業所などが集積する区域のこと。

【市街化調整区域】

市街化を抑制し、優れた自然環境や農地などを保全するエリアとして、開発や建築が制限される区域のこと。

【自主財源】

町が自ら決定し、収入を得ることができる財源のこと。町税、使用料などのことで、自主財源が多いほど、行政活動の自主性や安定性が確保される。

【指定管理者制度】

住民サービスの向上、経費削減などを目的として、公の施設の管理運営を公共的団体だけでなく、NPO法人や民間事業者等にも任せることができる制度のこと。

【住民活動サポートセンター】

住民、団体、NPO、行政など多様な主体が、同じ目的のために連携してまちづくりなどを進める上での拠点的な施設のこと。

【障害者自立支援法】

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するために平成18年4月に施行された法律。これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等を、共通制度の下で一元的に提供することとした。

【消費生活センター】

消費者の苦情相談や消費者啓発に向けた情報提供などを行うために自治体が設置した機関のこと。

【食育】

食について考える習慣や食に関する知識・判断力を身につけ、健康的な食生活を送るための学習のこと。

【就労移行支援事業】

就労を希望する人に生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上訓練などを行う事業のこと。

【集落営農組織】

集落単位で、共同による農作業や農機具の共同所有などを行う営農組織のこと。

【スプロール化】

無秩序な市街化が進むことであり、虫食い状態のように宅地化が進むこと。

【スマートインターチェンジ】

ETC搭載車両に通行を限定し、管理コストを抑えたインターチェンジのこと。関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）は、東毛広域幹線道路と交差する地点に整備される予定。

【生活介護事業】

常時介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、生産活動の機会を提供する事業のこと。

【石綿管】

石綿（アスベスト）繊維とセメントを原料とした管のこと。

た 行

【大規模指定既存集落】

市街化調整区域に長年居住しながら、持家がなく世帯を有している人が、大規模既存集落内に住宅を建築することができる制度のこと。

【高崎都市圏連携会議】

本町及び高崎市、藤岡市、安中市の4市町で組織され、都市圏の発展に向けた研究会のこと。

【ダクタイル鋳鉄管】

強度や耐食性を向上させた丈夫な管のこと。

【多文化共生】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

【地域子育て支援センター】

保護者どうしの交流の場であり、子育てを支援する施設のこと。育児相談、子育てサークル育成、親子イベントなどを行う。

【地域主権】

地域自らが財源、権限を持ち、自らの地域のことは、自らの意思で決定し、その結果に対して責任を持つこと。

【地域包括支援センター】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護、権利擁護など高齢者を総合的に支援する施設のこと。

【地区計画】

住民が主体的にまちづくりのルールを定め、地区の特性を踏まえたきめ細かいまちづくりを進めるための制度のこと。

【地方公共団体の財政の健全化に関する法律】

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために平成19年6月に制定された法律。

【定員適正化計画】

人口や産業等の様々な要素を踏まえて適正な職員数を算定し、町の実態に応じた効率的な組織実現に向けて職員数の管理を行う計画のこと。

【低炭素社会】

地球温暖化の要因といわれる二酸化炭素の排出をできるだけ抑えた社会のこと。

【デスティネーションキャンペーン】

地方自治体、交通事業者、観光事業者などが連携して実施する大規模な観光宣伝活動のこと。

【投資的経費】

町の歳出のうち、道路、学校、公園などの整備や災害復旧など、その支出が資本形成に向けられる経費のこと。

【東毛広域幹線道路】

高崎駅東口を起点とし、本町、伊勢崎市、太田市、館林市などを経て板倉町に至る東毛地域を連絡する主要幹線道路のこと。

【登録有形文化財】

平成8年に創設された文化財登録制度に基づき、文化財登録原簿に登録された有形文化財のこと。

【特定健診】

生活習慣病の予防と医療費抑制を目的とした健診のこと。40歳~74歳で健康保険の加入者が特定健診の対象者となる。

【特定流通業務施設】

高速道路インターチェンジなどに近接し、情報処理システムを備えた仕分け設備や流通加工設備を伴った高度なトラックターミナルや倉庫のこと。

【特別支援教育】

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行うこと。

【都市計画マスタープラン】

都市計画法により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、都市の将来像を具体的に示した計画のこと。

【土地利用型農業】

稲作など土地を直接的に利用する農業のこと。

な 行

【二次医療】

診療所では扱うことが困難な病気や手術・入院を必要とする患者に向けた医療のこと。

【日光例幣使道】

徳川家康の供養のため、朝廷から派遣された例幣使が日光東照宮へ赴くときに通行した街道のこと。

【認定農業者】

市町村に農業経営改善計画が認定された意欲のある農業者のこと。

【ノーマライゼーション】

障がい者を特別視することなく、社会の中でともに生きることができる社会が正常であるという考え方。

は 行

【パブリックコメント】

住民の意向を重要な計画づくりなどに反映させる制度。事前に計画案を公表し、住民から意見を集め、最終的な計画を決定していく制度のこと。

【バリアフリー】

障がい者や高齢者などが生活をしていく上で障がいとなるものを除去すること。

【バリアフリー型信号機】

音響による信号内容の伝達機能や歩行者横断時間の延長機能などを備えた信号機のこと。

【ファミリーサポートセンター】

登録した会員同士の合意のもとに行う、子育ての相互援助活動の組織。

【附属機関】

法律または条例の規定に基づき市町村の執行機関が設置する審議会などの機関のこと。執行機関からの諮問に応じて、特定の事案について審議・審査などを行う。

【扶助費】

町の歳出のうち、児童福祉法・老人福祉法などに基づき、児童・老人・生活困窮者などの援助に要する経費のこと。

【保安林区域】

水源のかん養や災害の防止などの目的のために保全された森林エリアのこと。

ま 行

【マイタウンティーチャー】

少人数指導や複数の教員が指導に当たるティームティーチングなど、きめ細かな指導を行うために、町教育委員会が独自に任用して各小・中学校に配置している教員のこと。

【道の駅】

一般道路に設けられた、ドライバーの休憩のための施設のこと。駐車場、休憩所、案内所、特産品を扱う売店などから構成される。

【民生委員・児童委員】

民生委員は、地域の社会福祉のために住民の相談や援助を行う人々のこと。児童委員は、地域の子どもを見守るとともに、子育ての不安解消に向けて相談や支援を行う人々のこと。民生委員が児童委員を兼ねている。

【メタボリックシンドローム】

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せもった状態のこと。

や 行

【ユニバーサルデザイン】

すべての人にとって利用しやすい工夫がなされたデザインのこと。

【用途地域】

秩序ある都市形成に向けて、建築物の用途を地域別に制限する制度のこと。

ら 行

【緑化愛護団体】

住宅や歩道などの緑化に積極的に協力する団体のこと。

【緑地協定】

緑地の保全、緑化の推進に関して土地所有者などが取り決めをつくり、緑豊かな良好な環境を維持する制度のこと。

第5次玉村町総合計画

県央の 未来を紡ぐ 玉村町

平成23年4月発行

発行：玉村町

編集：玉村町 総務課

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201

TEL 0270-65-2511 (代表)

FAX 0270-65-2592

URL <http://www.town.tamamura.lg.jp/>